

交通安全☆ひと言

令和元年12月1日施行の道路交通法一部改正により、運転中に携帯電話やスマートフォン等を使用する、いわゆる「ながら運転」の罰則等が強化されました。改正後の罰則等は右下図のとおりです。違反点数は3倍に、反則金や罰則は大きく引き上げ、又は厳罰化されました。

しかし、何より重要なことは厳罰化そのものではなく、「ながら運転」が非常に危険であるという事実です。人の命は決してお金に代えられません。スマホ画面に気をとられて、もっと大切なものを見落としませんように。

	【使用など】	【交通の危険】※
罰則	6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
反則金	大型車:2万5千円 普通車:1万8千円 二輪車:1万5千円 原付車:1万2千円	反則金の対象外へ
違反点数	3点	6点

※他の車両や歩行者に具体的な危険を生じさせた場合(例:歩行者を飛び退かせた、等)

1月17日は「防災とボランティアの日」

～1月15日から1月21日までは「防災とボランティア週間」～

防災とボランティアの日は、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災に因んで制定され、その前後の日を含む1月15日から1月21日までを防災とボランティア週間と定められております。この機会に、改めて防災対策について考えてみましょう。

《ご家庭での備え》

家具の固定等による転倒防止措置

水、ラジオ等非常用持出品の準備

避難場所・避難経路の確認

ご家庭内での安否確認方法等の話し合い

あらゆる媒体を活用した災害関連情報収集

